

糸魚川市指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：糸魚川市指定棚田地域農業振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

指定棚田地域 （全 9 地域）	棚田の名称 （全 63 棚田）
磯部村	【 5 棚田】 仙納棚田、大洞棚田、藤崎棚田、徳合棚田、百川棚田
能生谷村	【17 棚田】 小見棚田、大沢棚田、大平寺棚田、島道棚田、平棚田、下倉棚田、溝尾棚田、柵口棚田、須川棚田、西飛山棚田、東谷内棚田、鉾が岳棚田、槇棚田、高倉棚田、大王棚田、中野口棚田、柱道棚田
木浦村	【 3 棚田】 鬼舞棚田、新戸棚田、中尾棚田
下早川村	【 6 棚田】 高谷根棚田、谷根棚田、あわら棚田、東塚棚田、日光寺棚田、西塚棚田
上早川村	【12 棚田】 越棚田、角間棚田、寒谷棚田、岩倉棚田、砂場棚田、大平棚田、中川原新田棚田、中野棚田、土塩棚田、土倉棚田、湯川内棚田、不動山棚田
西海村	【 7 棚田】 栗倉棚田、釜沢棚田、市野々棚田、真光寺棚田、真木棚田、水保棚田、来海沢棚田
大野村	【 1 棚田】 大野棚田
根知村	【11 棚田】 稲場棚田、栗山棚田、山口棚田、山寺棚田、上町屋棚田、上野棚田、大工屋敷棚田、大神堂棚田、東中棚田、別所棚田、和泉棚田
上路村	【 1 棚田】 上路棚田

※指定棚田地域は昭和 25 年 2 月 1 日の合併前の市町村の区域。

※棚田の範囲は別添 1 のとおり。

※勾配 1/20 以上の一団の棚田が 1 ha 以上ある地域を指定棚田地域に指定（中山間地域等直接支払交付金での急傾斜地の要件と同様）。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

本市の農業農村の環境は、少子高齢化による担い手不足等により耕作放棄地が増加しており、特に棚田地域は非常に厳しい状況にある。将来にわたって、棚田を維持・保全していくためには、担い手の確保、スマート農業の導入による生産性の向上に加え、収益性の高い農作物の生産に取り組むことにより、農業所得の向上を図ることが重要であり、耕作放棄地の発生防止にも繋がる。

① 耕作放棄地の発生防止

多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全を図り、耕作放棄地の発生を防止する。

指標	現状（R 7）	目標（R11）
中山間地域等直接支払制度 実施面積（市全体）	1,327ha	1,327ha
多面的機能支払制度 実施面積（市全体）	1,342ha	1,342ha

② 担い手の確保・育成

国の就農準備資金等を活用し、新規就農者の確保・育成を推進する。

指標	現状（R 7）	目標（R11）
新規認定農業者数	－人	5人
棚田地域の新規就農者数	－人	5人

※目標（R11）欄の人数は、計画期間における実人数

③ 生産性及び付加価値の向上

農業所得の向上を図るため、収益性の高い農産物の生産に取り組むとともに、スマート農業の導入や農作業機械の共同利用により、生産活動の省力化・効率化を図る。

指標	現状（R 7）	目標（R11）
棚田地域で収益性の高い農産物の生産に取り組む地域数	3地域	5地域
棚田地域でスマート農業等の導入により省力化・効率化に取り組む地域数	5地域	7地域

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

棚田は、農作物を供給するだけでなく、水資源の涵養や多様な動植物の生息・生育環境、貯水機能による洪水の防止等、多面にわたる機能を有しており、重要な役割を果たしている。

しかし、担い手不足等により、長年に渡り、守り築かれてきた棚田は荒廃が進み、多面にわたる機能の発揮が困難な状況にある。

このことから、農作物の供給機能を維持することにより、荒廃農地の発生を予防し、棚田が有する多面的機能が維持されることとなる。

① 農産物の供給機能の維持

棚田地域で生産された農作物を直売所やインターネット等を活用し、販路拡大と販売促進を図る。

指標	現状（R 7）	目標（R 11）
棚田地域における農作物の生産面積	397ha	397ha
棚田地域の農作物を直売所やインターネット等を活用し、販売する地域数	5 地域	6 地域

② 国土保全及び水源涵養機能の維持・発揮

棚田の法面や用水路等の維持補修を適切に行い、傾斜地の崩壊や洪水の発生を防ぐ等、多面的機能の維持・発揮のため、棚田の保全活動に取り組む。

指標	現状（R 7）	目標（R 11）
法面の管理や用水路等の維持補修に取り組む棚田地域の面積	397ha	397ha
棚田ボランティア等の外部人材を受け入れ、棚田の保全活動に取り組む地域数	2 地域	3 地域

③ 自然環境の保全・活用

農作物の鳥獣被害防止対策として、電気柵等を設置・維持管理するとともに、棚田の法面等に景観形成植物を植栽し、棚田地域の魅力を高める。

また、地域住民や市内小学校等の自然環境の学習の場として、棚田地域を活用する。

指標	現状（R 7）	目標（R 11）
電気柵等の設置箇所数及び面積（市全体）	832 箇所 1,457ha	832 箇所 1,457ha
棚田の景観形成植物の保全管理に取り組む地域数	4 地域	4 地域
棚田地域での自然環境体験学習に取り組む市内小学校数	8 校	8 校

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

棚田地域は、平坦な地域と比べ生産性は低い、清らかな水や昼夜の寒暖差に

より良質な農作物が生産され、山菜や特用林産物等、地域資源も豊富である。

しかし、その豊かな地域資源が十分に活かされていない状況も見受けられることから、棚田地域の農産物を活用した商品開発や販路拡大等による所得向上が必要である。

また、棚田地域には、美しい農村風景と人々によって受け継がれてきた技や知恵、伝統芸能が数多くあるが、少子高齢化等により継承・保存に支障をきたしている地域もある。

このため、棚田地域全体を観光資源として活用し、農家の所得向上と都市住民との交流促進により地域振興を図る。

① 棚田地域での都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

指標	現状（R 7）	目標（R11）
棚田地域で都市住民との農村交流に取り組む地域数	4 地域	5 地域

② 棚田を観光資源とした地域振興

棚田を拠点として、収穫祭や農業祭り等のイベントを開催し、市内外から参加者を呼び込み、農産物の販売、PR活動を行う。

指標	現状（R 7）	目標（R11）
収穫祭や農業祭り等を開催する地域数	5 地域	5 地域
棚田地域での農業体験ツアーの実施地域	4 地域	5 地域

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

ア 耕作放棄地の発生防止

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の取組により、耕作放棄地の発生を防止し、令和 11 年度まで実施面積を維持する。

イ 担い手の確保・育成

就農準備資金等の活用により、令和 11 年度までに新規認定農業者を 5 人、棚田地域の新規就農者を 5 人確保し、担い手を育成する。

ウ 生産性及び付加価値の向上

令和 11 年度までに棚田地域で高収益作物の生産に取り組む地域を 3 地域か

ら5地域を増やす。また、棚田地域でのスマート農業の導入を推進し、ドローンを使用した共同防除等により、生産活動の省力化・効率化に取り組む地域を5地域から7地域を増やす。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給機能の維持

棚田地域における農作物の生産面積 397ha を維持する。また、令和 11 年度までに直売所やインターネット等を活用した農産物の販路拡大と販売促進に取り組む地域を5地域から6地域を増やす。

イ 国土保全及び水源涵養機能の維持・発揮

令和 11 年度までに棚田ボランティア等の外部人材を受け入れる地域を2地域から3地域を増やし、多様な主体と連携して、法面の管理や用水路等の維持補修に取り組み、棚田地域の面積を維持する。

ウ 自然環境の保全・活用

鳥獣被害の拡大防止のため、電気柵等の設置や維持管理に取り組むとともに、棚田の法面等に植栽した景観形成植物の保全管理に継続して取り組む。

また、棚田地域での市内小学校8校による自然環境体験学習の実施に継続して協力する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田地域での都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和 11 年度までに、田んぼオーナー制度等による都市住民との農村交流の実施する地域を4地域から5地域を増やし、関係人口の創出・拡大に取り組む。

イ 棚田を観光資源とした地域振興

棚田地域の農産物の販売やPRを行うため、収穫祭や農業祭り等を開催するとともに、令和 11 年度までに棚田地域での農業体験ツアーを行う地域数を4地域から5地域を増やし、棚田を観光資源とした地域振興に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加団体とする。また、同協議会の参加者ではない組織においても協議会の参加団体と連携して指定棚田地域での活動を実施するものとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし